

令和 4年10月 3日

大阪府料理業生活衛生同業組合
組合員各位

大阪府料理業生活衛生同業組合
理事長 津 田 孝 治

再 「消費税 インボイス制度」に関する研修会ご案内

事業者が納付すべき消費税の額は、売りに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して計算します。

消費税は、申告納税手続きを行う事業者を通して、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税ですから、仕入れ税額控除による税の累積の排除が確実に行われなければなりません。売りに係る消費税額と仕入れに係る消費税額とは、車の両輪の関係にあり、そのいずれもが正しく把握されてこそ、納付すべき税額の適正な算定が可能となります。

仕入れ税額控除は、諸外国ではインボイス制度が標準であり、日本の消費税も、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式という名称のインボイス制度となります。

適格請求書等保存方式は、事業者登録(申請時期:令和3年10月1日～令和5年3月31日)を基礎としており、消費者、免税事業者又は国税庁の登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入れ税額控除の適用を受けることができません。事業者においては、事務負担が増加するのみならず、実質的な税負担が生じることも想定され、実務への影響は、相当に大きいと考えられます。

そこで、インボイス制度の内容をご理解いただくための研修会を、開催することといたしました。事業主様・経理担当者様に多数のご参加をいただきますよう、9月20日付機関紙「せいえい」にてご案内いたしました。改めてご案内いたします。

記

○ 日 時: 令和 4年10月26日(水) 午後2時～3時30分予定

及び

令和 4年10月27日(木) 午後2時～3時30分予定

○ 場 所: 大阪料理会館 9階会議室

○ 参加費: 無 料

○ 講 師: 南税務署 法人課税 第1部門 上林倫明氏

○ 内 容: インボイス制度の説明及び改正電子帳簿保存法の説明・質疑応答

※ 参加ご希望の方は、裏面参加申込票にご記入の上、10月20日必着でご返信ください。

以上

「消費税 インボイス制度」に関する研修会

参加申込票

10月26日(水)

何れかに☑印

に参加いたします。

10月27日(木)

店 名

出席者氏名

出席者氏名

出席者連絡電話
